

北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（池田市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

名 称	面積	備考
防火地域	約 2 8 h a	
準防火地域	約 2 5 3 h a	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 理 由

地震発生による市街地大火の被害等を最小限に食い止め、市民生活を守るなど、都市の不燃化を促進し、延焼火災に強い市街地を形成するため、都市の骨格となる道路の沿道や鉄道駅及び沿線周辺の不燃化、万一火災が発生した際の延焼防止、遅延を図るため、準防火地域を新たに指定し、市民一人ひとりのご協力により建築物の火災に対する安全性を高めるものである。

また、用途地域の見直しに伴い、防火地域の一部について指定を解除するものである。